

# 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について

〔平成 29 年 10 月 27 日付け 29 生畜第 751 号  
農林水産省生産局長通知〕  
改正 平成 30 年 3 月 31 日付け 29 生畜第 1494 号  
改正 平成 30 年 5 月 17 日付け 30 生畜第 278 号  
改正 平成 30 年 12 月 20 日付け 30 生畜第 1176 号  
改正 平成 31 年 3 月 25 日付け 30 生畜第 1465 号  
改正 令和 元年 6 月 28 日付け 元生産第 271 号  
改正 令和 3 年 1 月 4 日付け 2 生畜第 1559 号  
改正 令和 5 年 1 月 5 日付け 4 畜産第 2065 号  
改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 畜産第 2864 号  
改正 令和 6 年 8 月 1 日付け 6 畜産第 919 号  
改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 畜産第 3719 号

## 1 生産者補給金の交付（年間販売計画、交付対象数量、実績報告等）

### （1）年間販売計画の提出

法第 5 条第 1 項においては、生産者補給交付金又は生産者補給金の交付を受けようとする対象事業者に、飲用牛乳向けと乳製品向けの生乳の需給調整の実効性が担保されるよう、年間販売計画の提出を求めている。当該提出については、別記様式第 1 号及び第 2 号により行うものとし、農林水産省生産局長が別に定める日までに提出するものとする。

### （2）年間販売計画の基準

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号。以下「施行規則」という。）第 14 条に規定する年間販売計画の基準のうち、同条第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イの年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引又は特定乳製品の製造であると認められることの考え方については、最低限、年間の加工原料乳又は特定乳製品の販売予定総数量を 12 等分した数量の概ね 2 割を超えていることを基本とする。

### （3）年間販売計画の変更

対象事業者は、年間販売計画の内容に変更が見込まれるときは、別記様式第 3 号により年間販売計画変更書を農林水産大臣に提出することができるとしている。ただし、次のいずれかに該当するときは、速やかに提出しなければならない。

- ① 対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- ② 年間販売計画に記載した事項のうち、以下の事項に変更があるとき
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 対象事業に係る生乳の生産される地域
  - ウ 生産者補給金の交付の業務の内容

### （4）農林水産大臣への実績報告、交付対象数量の変更

法第5条第8項の規定による報告については、別記様式第4号及び第5号により行うものとする。また、対象事業者は計画数量と実績数量の乖離確認表により年間販売計画に記載の販売予定数量と実績との乖離について確認し、別記様式第4号と併せて提出するものとする。農林水産大臣は、年間販売計画に記載の販売予定数量と、四半期ごとに報告された実績が大幅に乖離する際には、2割以上の乖離を目安として、生乳や乳製品の需給状況等を勘案しながら、必要に応じて、当該対象事業者に乖離の理由を記載した書類の提出を求めるものとする。この場合において、

- ① 計画に比べた実績の増加がやむを得ないと認められるときには、必要に応じ、総交付対象数量の範囲内で、当該年度の残期間に係る交付対象数量を追加するものとする。

やむを得ない例：天候不順や食品事故等による全国的な飲用牛乳の消費減退  
販売している乳製品の当初の想定以上の大ヒット  
牧場新設、新規就農等による年度途中からの生乳の取扱量の増加  
地震、台風等の災害や疾病 等

- ② 計画に比べた実績の減少がやむを得ないと認められないときには、当該年度の残期間に係る交付対象数量を削減するものとする。

やむを得ない例：抗生素質残留事故等による生乳の取扱量の減少  
地震、台風等の災害や疾病 等

## （5）生乳生産者への販売数量等の報告

- ・ 法第9条第3項の数量、価格及び経費の報告については、生乳生産者が自らの生乳の代金とその販売等に係る諸経費がどのように構成されて生乳生産の対価を得たのかを把握できるよう、当該事業者に委託又は売渡しを行った者（以下「委託・売渡者」という。）から生産者に至るまで、生乳代金の精算に併せて行うことが望ましい（報告に変更のある場合も同様とする。）。
- ・ この報告にあたり、施行規則第17条第2号の対象事業の実施に要した経費については、生乳1キログラム当たりの生乳又は特定乳製品の集送に要した経費、販売に要した経費、検査に要した経費及びその他経費並びにそのうち生乳の生産者が負担する額を報告するものとする。
- ・ これらの報告は、対象事業者から生乳生産者に対する説明責任が十分に果たされることで、対象事業者にコスト削減のインセンティブが働き、酪農家の所得向上に資するよう規定しているものである。この趣旨を踏まえ、事業の実績に加え、乳業者等との乳価交渉が妥結したときには、遅滞なくその概要を生乳の生産者まで明らかにすることが望ましい。

## 2 集送乳調整金の交付（第1号対象事業者の指定、集送乳調整金の交付）

### （1）第1号対象事業者の指定の要件の主な留意点

- ① 委託又は売渡しの申出を拒まないこと（法第10条第1項第2号）

生乳の取引が年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の施行規則第19条に規定する以下の正当な理由がある場合を除き、年間販売計画に記載の事業者が集乳を行う事業範囲の地域内で生産される生乳についての委託又は売渡しの申出を拒んではならない旨が定款その他の基本約款において定められているこ

とを要件としている。

ア 季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第1号）

該当する場合の例：生乳の出荷を希望する農場において、飼養している経産牛1頭当たりの一定の期間における平均出荷乳量の季節的な変動が、当該農場の過去の1頭当たりの平均生産乳量の季節的な変動と比較して、大幅に増減している場合 等

イ 短期間の取引（施行規則第19条第2号）

短期間の例：飲用需要が減少する年末年始のみ 等

ウ 生乳の取引の安定を図る観点から第1号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して定めた申出の期限を経過後に申出（施行規則第19条第3号）

期限の定め方の例：前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合について、翌年度に向けた乳価交渉が本格化する前の9月30日を申出の期限とし、期限経過後の申出は拒むこととする。

期限については、指定事業者が、十分な期間を取り、第1号対象事業を行う地域内の全生乳生産者に対して、書面により通知するとともに説明会の機会を設ける等により、周知を行う。

エ 特定の用途への生乳販売（施行規則第19条第4号）

特定の用途の例：飲用牛乳向けのみを条件とするような場合

特定の乳業者への販売のみを条件とするような場合 等

オ 生乳の品質が統一的に定める基準に不適合（施行規則第19条第5号）

統一的に定める基準の例：無脂乳固形分の含有比率等の乳成分、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格 等

カ 生乳の数量が当事者が合意することなく約定の数量から大幅に増減（施行規則第19条第6号）

キ 生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出（施行規則第19条第7号）

ク 偽りその他不正の行為（施行規則第19条第8号）又は法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの（施行規則第19条第9号）

該当する場合の例：契約上明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われないため、事業者が改善を要求したにもかかわらず、依然として措置がとられない場合 等

ケ 申出を拒むことができる正当な理由（施行規則第19条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号）に当たる委託又は売渡しの申出を当年度及び前年度の期間内に繰り返し行ったこと（施行規則第19条第10号）

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

② 業務規程が基準に適合していること（法第 10 条第 1 項第 4 号）

事業者が定める業務規程が施行規則第 20 条に規定する基準に適合していることを要件としている。

ア 集送乳に係る経費の平準化の措置（施行規則第 20 条第 2 号）

- ・ 集送乳に要した経費について、委託・売渡者間での平準化の措置をとることとするものである。
- ・ ただし、施行規則第 19 条各号に該当する申出において、集送乳に要する経費が追加的に生じる場合、当該経費を個別に精算することを取引条件とすることが否定されるものではない。
- ・ 平準化の実効性を担保するため、委託・売渡者に対する乳代の支払に当たっては、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準とすること（＝乳代のプール）が基本である。このため、例えば牧場所在地を基準として乳代を変えることはできない。
- ・ ただし、乳代について、本規定により、品質規格、特色ある生乳等の合理的な基準を考慮した算定の方法や、契約数量を上回った取引数量を対象に、当該生乳取引に係る乳代を、プールの対象となる乳代から除外し、個別に精算することを取引条件とすることが否定されるものではない。

イ 特定の条件を求める取引の禁止（施行規則第 20 条第 4 号）

特定の条件の例：生乳生産者に対し、全量委託又は全量売渡しを求めるこ

生乳の受渡場所や数量について、生乳生産者に不利益を強要する条件をあらかじめ定めること 等

ウ 業務規程、契約のその他留意事項

- ・ ア及びイのほか、業務規程及びその前提となる定款その他基本約款の留意事項等について別紙 1 のとおり示すこととするので、十分留意の上、定款その他基本約款及び業務規程の策定、個々の生乳販売契約、生乳取引契約の締結をされたい。
- ・ なお、業務規程に基づき締結される生乳販売契約及び生乳取引契約は、公正かつ安定的な取引の実施や生産者補給金等の適正な執行の基礎となるものであることから、書面契約とともに、取引当事者は、契約上の権利の行使及び義務の履行を信義に従い誠実に行わなければならないことについて十分留意の上、個々の契約を締結することが必要である。
- ・ また、生乳生産者等との生乳販売契約については、個々の取引当事者間で協議し、合意した上で締結することが必要であり、合意があれば全量委託など様々な形態での契約が可能である（なお、全量委託契約又は全量売渡し契約を強制した場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する可能性）。

③ 指定申請に当たり添付書類を提出すること

- ・ 指定申請に当たっては、法第10条第2項において、定款その他の基本約款及び業務規程の添付を求めているほか、施行規則第21条第2号において、指定に係る地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類等の提出を求めている。
- ・ 指定した以上は集送乳調整金が交付される法制度であること、また、一度行った指定を解除した際に不利益を被るのは、集送乳調整金の交付先である生産者であることから、指定権者である農林水産大臣及び都道府県知事は、指定を行うに当たっては、これら添付書類により上記①及び②を確認するとともに、集送乳業務の確実な実施が担保され、申出を拒まないことが担保されていることを確認する必要がある。
- ・ 集送乳調整金は、例えば、酪農家の牧場所在地が乳業工場から距離が遠い等により相対的に高い集送乳経費を要する区域を含め、指定地域内であまねく集送乳を行うことを確保するために交付するものであり、単に形式が整っているだけではなく、相対的に高い集送乳経費を要する区域を含めて確実にあまねく集送乳を行う者に交付するものである。
- ・ このため、特に、全部又は大部分の区域から集送乳を行う見込みが確実であることについては、指定申請に係る年度において、指定地域内の全部又は大部分の区域内の酪農家との契約又は取決めが行われており、かつ、当該契約又は取決めに係る集送乳に係る設備を有しているか、運送手段を有する者との業務提携等を行っていることにより確認するものとする。

## (2) 第一号対象事業者の指定

- ・ 第1号対象事業者の指定申請は、別紙2の様式により行うこととする。
- ・ 指定に当たっては、上記の集送乳調整金の趣旨を踏まえ、事業者の申請について、(1)に照らし、総合的に判断するものとする。

附 則（平成30年10月27日付け29生畜第751号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日付け29生畜第1494号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月17日付け30生畜第278号）

この通知は、通知の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月20日付け30生畜第1176号）

この通知は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年3月25日付け30生畜第1465号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日付け元生産第271号）

この通知は、令和元年6月28日から施行する。

附 則（令和3年1月4日付け2生畜第1559号）

この通知は、令和3年1月4日から施行する。

附 則（令和5年1月5日付け4畜産第2065号）

この通知は、令和5年1月5日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5畜産第2864号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月1日付け6畜産第919号）

この通知は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日付け6畜産第3719号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

## 指定事業者の定款その他基本約款、業務規程の策定等に当たっての留意事項

### 1 定款その他基本約款

- ・ 定款その他の基本約款においては、
  - ① 生乳受託販売に係る生乳の受託又は生乳買取販売に係る生乳の買取りの事業を行うこと
  - ② その事業に係る地域について 1 又は 2 以上の都道府県の区域を単位とすること
  - ③ その事業の実施に当たり、生乳受託販売に係る委託又は売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、年間販売計画に記載の地域内で生産される生乳についての委託又は売渡しの申出を拒まないこととすること。
- ・ を規定すること。
- ・ 事業に係る地域については、農林水産大臣に提出する年間販売計画において、対象事業に係る生乳の生産される地域（法第 5 条第 2 項第 1 号ロ）の記載が求められており、これと一致することとなることに留意。
- ・ 細則については業務規程に委ねることも可能。

### 2 業務規程

#### （1）生乳受託販売に係る受託又は生乳買取販売に係る買取の業務

##### ① 生乳受託販売又は生乳買取販売の業務

- ・ 事業者が生乳受託販売、生乳買取販売のいずれを行うのか、又は両方を行うのかを明確にすること。

##### ② 受託販売又は買取販売を行う生乳の生産地域

- ・ 事業者の行う生乳の販売業務において取り扱う生乳の範囲を明確にすること。指定申請に係る地域は、法第 5 条第 2 項第 1 号ロに定める年間販売計画に記載する地域となることを踏まえ、業務規程に定める業務の範囲はこれと一致するよう定めること。
- ・ ただし、需給の変化や災害の発生等により企図せずして、地域外で生産される生乳を他の事業者からの委託や売渡しを受けて取り扱うこととなる状況も想定されることから、こうした場合についても言及することが適当。
- ・ 定款その他の基本約款に規定するとおり、年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の施行規則第 19 条各号で定める正当な理由がある場合を除き、生乳の販売に係る申出を拒まないことを明記すること。

##### ③ 事業者への委託又は売渡しの方法

- ・ 施行規則第 19 条で規定する正当な理由に該当する場合には、指定事業者は生乳取引の申出を拒むことができるが、例えば、全量委託又は全量売渡しを行う者とのみ契約するといった規定を設けることはできない。
- ・ 全量委託又は全量売渡しは、当事者間の合意があれば、個別の契約の中で行う

ことが可能であるが、強制した場合には独占禁止法違反となる可能性があることに留意。

#### ④ 委託・売渡者に対し支払う生乳の代金の算定の方法

- ・ 委託・売渡者に対する生乳の代金の支払いについて、時期と方法を明確化すること（本通知本文2（1）②ア集送乳に係る経費の算定の方法に記載のとおり、委託・売渡者に対する乳代の精算に当たっては、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準とすること（＝乳代のプール）が基本であることに留意）。
- ・ 委託・売渡者ごとに支払う生乳の代金の算定に当たっては、委託・売渡者ごとに算定された生乳の対価から、集送乳経費、生乳検査経費、販売経費等の生乳販売に伴い必要となる経費等について控除することができ、これらの考え方や統一的な基準を明らかにすること（特に、集送乳に要する経費については、施行規則第20条第2号及び第3号において指定事業者の指定の要件を設けていることに留意）。

#### ⑤ 委託又は売渡しを受けた生乳の集送乳

- ・ 委託又は売渡しを受けた生乳について、その生乳に対する権限や集送乳に要する経費の明確化のため、どの時点で事業者が引渡しを受けるか、事業者が乳業者等に引き渡すかについて規定すること。
- ・ 引渡し場所は、酪農家の庭先から乳業工場の間までどの地点でも設定できるが、設定は、集送乳の合理化に配慮しながら当事者間の合意により行う必要。
- ・ ただし、売渡しの場合には売渡者から事業者への引渡しの時点で生乳の所有権が事業者に移転するが、委託の場合には、委託者から事業者への引渡しの時点では所有権は移転せず、最終的に事業者から乳業者等に生乳が引き渡された時点で委託者から乳業者等に直接、所有権が移転することに留意。

### （2）乳業者等との生乳取引契約における販売価格の約定の方法

- ・ 乳業者等との生乳取引契約の締結に当たっては、販売価格については施行規則第14条に定める基準に沿うものとすること。
- ・ 用途別の区分については、制度上、最低限、加工原料乳とその他の生乳の2つの区分が要請されているが、事業者と乳業者との合意に基づき、より合理的な生乳の販売価格の算定のため、さらに細分化して取引することも可能。

### （3）生産者補給金、集送乳調整金の交付の業務

- ・ 生産者補給金及び集送乳調整金の金額及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、委託・売渡者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付する旨を規定すること。
- ・ 交付業務を効率的に実施する観点から、生産者補給金と集送乳調整金を合わせて交付することができるが、この場合には、法第9条第1項及び第2項において、生産者補給金については、生産者まで書面により交付金額の明細を明らかにすること

が義務付けられていることを踏まえ、集送乳調整金についても当該書面により明細を明らかにすること。

- ・ なお、生産者補給交付金及び集送乳調整金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の適用を受ける補助金に当たることを踏まえ、受領、交付関係を明確にし、他の業務と経理を区分するため、これらの交付業務に関する新たな勘定科目を設けること。ただし、生産者補給交付金と集送乳調整金について、個別に勘定科目を設ける必要はない。

#### （4）生乳受託販売、生乳買取販売等に係る情報の報告

- ・ 委託・売渡者、生乳生産者、農林水産大臣への生乳等の販売数量及び販売価格等の報告の方法について、本通知本文 1 （5）生乳生産者への販売数量等の報告に記載の留意事項に留意の上、規定すること。

#### （5）その他規定することが望ましい事項

第 1 号対象事業者の指定の要件ではないものの、生乳の品質確保、年間を通じた牛乳製品の安定供給、生乳取引の透明性の確保等の観点から、業務規程及び契約に規定することが望ましい事項は以下の通り。

##### ① 受託販売又は買取販売を行う生乳の安全性の確保等

- ・ 取り扱う生乳は、食品衛生法等の関係法令に適合する生乳であること。
- ・ 取り扱う生乳の生産者が明確となるよう、事業者が生乳販売契約を直接又は間接的に締結する生乳生産者が生産する生乳であること。
- ・ 生乳の生産に関する農薬等の使用の記録と保管を求めることができるとともに、農薬等の適正な使用や品質規格の確認のため、農薬等及び生乳の成分等について検査することができる。
- ・ 農薬等の使用、使用の記録及び保管が適正に行われない場合は、必要に応じて改善を求めることができ、改善されない場合は、その生乳を受託又は買取しないことができる。
- ・ 複数事業者に出荷する生乳生産者の出荷先で牛乳乳製品の安全性に関わる事態が発生した際に円滑な対応が可能となるよう、事態発生時には、生乳生産者である委託・売渡者が指定事業者及び他の出荷先に事態の発生及びその概要を連絡すること。

##### ② 委託・売渡者との生乳販売契約の締結

- ・ 委託・売渡者の各月ごとの生産又は取扱予定生乳の総数量、委託又は売渡し予定生乳数量、割合及びそれぞれの基準日量を記載した生乳取引計画を作成すること。
- ・ 取引生乳数量の確認のための添付書類や確認方法のほか、例えば、他の出荷先との契約状況や、生産者の生乳生産量、経産牛飼養頭数の確認等、相互に契約内容の確認のための照会を行うことができる。
- ・ 契約において定められた委託又は売渡し予定生乳数量から、事前の合意なく超過未達する（例えば 10% 程度の超過）等、指定事業者が生乳取引の申出を拒むこと

ができる正当な理由に該当する場合であるにもかかわらず、引受けを行うこととしたときには、例えば、別途の乳価の設定、必要な経費の請求等（例えば係り増しとなる集送乳経費の請求）の生乳の代金の算定方法についても契約の中で明確化すること。

### ③ 乳業者等との生乳取引契約の締結

- ・ 脂肪分率等の品質規格による格差等の取扱い、このために必要な検査の項目、頻度等について協議し定めること。
- ・ 事業者が乳業者等と生乳取引契約を締結するに当たり、基本となる生乳取引契約例について業務規程とあわせて示し、委託・売渡者に明らかとすること。

### ④ 契約の期間

- ・ 委託・売渡者、乳業者等との生乳取引の契約は年間契約を基本とすること（より安定的な取引のため、複数年契約とする場合も同様）。
- ・ 例えば、新規就農等の年度期中より生乳取引する特別の事情がある場合には、1年度内において1年間より短い期間を定めることができるが、その場合も契約期間は年度末までとし、年度始めからは新たに年間契約を締結すること。

### ⑤ 事業者の生乳販売業務に対する、委託・売渡者の意見の反映

- ・ 生産者をはじめ委託・売渡者等の代表者と、指定事業者の運営の責任を負う代表者をはじめとする役員とによって構成される、当該指定事業者の生乳販売業務に関する重要事項を調査審議する組織を設定し、重要事項について、常に連携して、密接に意見交換を行い利害を調整し、合理的な運営方向に関する調査審議を行うこと。
- ・ なお、新たな組織の設定は必ずしも必要ではなく、前述の趣旨に沿って既存の組織を活用することも可能。

### ⑥ その他

- ・ 必要な台帳の作成、整備や、必要な細則の作成、業務規程の変更の手続等を規定すること。
- ・ また、子牛の飼養に供されるものとして、乳業者が対象事業者にその行う対象事業に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法により取引される脱脂乳については、生産者補給金の対象となることを踏まえ、予め委託・売渡者、乳業者等との契約においてその旨を明らかにすること。

番号  
年月日

都道府県知事 ○○○○ 殿

(法第5条第2項第1号口の地域が1の都道府県の区域を超える第1号対象事業者の場合：農林水産大臣 ○○○○ 殿)

住所  
事業者名  
代表者氏名

### 指定事業者指定申請書

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第10条第1項に基づく、指定事業者としての指定を受けたいので、同条第2項及び畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林水産省令第58号。以下「施行規則」という。）第21条の規定により、定款（注1）、業務規程、法第5条第2項第1号口の地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類（注3）、年間販売計画を添えて申請します。なお、施行規則第21条第2号により、都道府県知事（注4）が法第10条第1項の規定による指定するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出の求めがあった場合は、誠実に対応いたします。

#### （添付書類）

- 1 定款（注1）
- 2 業務規程（注2）
- 3 法第5条第2項第1号口の地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類
- 4 年間販売計画
- 5 法第10条第3項に規定する議決をした総会の議事録の写し（注3）

（注1）「定款」は、定款その他基本約款に変えることができるものとする。

（注2）業務規程において、生産者補給金及び集送乳調整金の交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法、生乳の代金の算定の方法等について別に定めることとしている場合については、これらの方法についても合わせて提出するものとする。

（注3）生乳生産者団体にあっては、「定款、業務規程、法第10条第3項に規定する議決をした総会の議事録の写し、法第5条第2項第1号口の地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類」とする。また、添付書類にも「法第10条第3項に規定する議決をした総会の議事録の写し」を記載するものとする。

（注4）法第5条第2項第1号口の地域が1の都道府県の区域を超える第1号対象事業者にあっては、「農林水産大臣」とする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名  
代表者氏名

## 令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画の提出について

令和〇〇年度において、生産者補給交付金の交付を受けたいので、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について(平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知)1（1）に基づき、下記のとおり年間販売計画を提出します。

## 記

1 対象事業者の区分：第1号対象事業者

2 氏名又は名称：

3 代表者の氏名（法人の場合）：

4 住所：

5 生乳の生産される地域（都道府県）：

6 年間販売計画総括表：別紙1のとおり

7 生乳年間販売計画総括表：別紙2のとおり

※ 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表に対応する乳業者等との契約書の写しと生乳の販売予定数量を証する書類を別に提出すること

8 製品年間販売計画総括表：別紙3のとおり

9 年間処理計画総括表：別紙4のとおり

10 製品販売予定価格総括表：別紙 5 のとおり

11 製造に関する施設等：別紙 6 のとおり

※ 委託製造販売又は加工販売を行う事業者が提出

※ 自らの施設で特定乳製品を製造するのではなく、特定乳製品の製造を他の乳業者に委託する場合は、当該他の乳業者との製造委託契約書を添付すること

12 基本的事項及び事業に係る事項：別記様式第 2 号のとおり

別記様式第1号 別紙1

年間販売計画総括表 ①+②+③（生乳年間販売計画総括表（別紙2）及び年間処理計画総括表（別紙4）を集計）

(単位 : kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売及び処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計		(A)											

- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。  
飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。
- 発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 年間販売計画総括表については、生乳年間販売計画総括表及び年間処理計画総括表の集計と数量が一致すること。
- ※ 表中の年間合計数量(A)については、別記様式第2号の2の(2)の表に記載の次年度計画取扱生乳量合計(A)と整合すること。
- ※ クリーム等向けについては、クリーム向け、濃縮乳向け及び脱脂濃縮乳向けの価格が一本等の場合であれば、内訳を細分化しなくても可。

別記様式第1号 別紙1参考

令和〇〇年度生乳の販売及び処理見込み

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売及び処理見込み	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

別記様式第1号 別紙2

生乳年間販売計画総括表①（乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）の集計）

(単位 : kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。
- 飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。
- 発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 生乳年間販売計画総括表については、乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）の集計と数量が一致すること。
- ※ クリーム等向けについては、クリーム向け、濃縮乳向け及び脱脂濃縮乳向けの価格が一本等の場合であれば、内訳を細分化しなくても可。

## 別記様式第1号 別紙2 別添 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）

整理番号	
(単位: kg、円/kg)	

乳業者・全国連名		項目	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
生乳の販売計画	特定乳製品向け (加工原料乳)	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	脱脂粉乳・ バター等向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	チーズ向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	クリーム等向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
牛乳の販売計画	クリーム向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	濃縮乳向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	脱脂濃縮乳向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	飲用牛乳等向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
	発酵乳等向け	販売予定数量														
		前年度見込み														
		販売予定価格														
合計販売予定数量																
合計前年度見込み																

## 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表(個表)の記入注意

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 合計販売予定数量の多い乳業者・全国連委託別順に整理し、整理番号を付すこと（個表に対応する乳業者等との契約書の写し、生乳の販売予定数量を証する書類を別に提出する際も同様の整理番号を付すこと）。

※ 乳業者等との契約書の写しを別に提出すること（特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者については契約書の写しは不要）。

※ 各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量について、その根拠を客観的に証明する書類（生乳の販売予定数量を証する書類）を別に提出すること（特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者については生乳の販売予定数量を証する書類は不要）。

※ クリーム等向けについては、クリーム向け、濃縮乳向け及び脱脂濃縮乳向けの価格が一本等の場合であれば、内訳を細分化しなくても可。

※ 販売予定価格については、消費税抜きの価格を記入すること。

※ 同一品目の販売価格において、複数の価格がある場合は加重平均により算出すること。

※ 個表については、乳業者・全国連別に作成することが基本であるが、総販売予定数量の下位5%を占める乳業者分については個表をまとめることもできる。その際、特定乳製品向け生乳の取引を行う乳業者と特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者に分けてまとめること（個表をまとめる場合も乳業者との契約書の写しや生乳の販売予定数量を証する書類は別に提出すること）。また、まとめた乳業者が分かるよう一覧を作成し、当該個表の後ろに添付すること。  
なお、必要に応じて、まとめた内容について照会を行い、追加で情報を求めることがあるので留意すること。

※ 本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

※ 直接取引関係のある乳業者に全国連を介して販売する場合は、乳業者の個表に寄せる等重複しないよう整理すること。

※ 全国連を介して販売する場合は、対象事業者と全国連との契約書の写しを別に提出すること。

加えて、全国連を介して生乳を販売する乳業者の一覧（販売実績を含む）を作成し、当該個表の後ろに添付すること。

別記様式第1号 別紙3

製品年間販売計画総括表（製品量）

(単位：kg又はℓ)

		単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
製品の販売計画	特定乳製品														
	脱脂粉乳・バター等														
	チーズ														
	クリーム等														
	クリーム														
	濃縮乳														
	脱脂濃縮乳														
	飲用牛乳等														
	発酵乳等														

- ※ 製品を販売する場合に作成すること。
- ※ 製品の製造量を記載すること。
- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。  
飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。  
発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、当該特定乳製品を製造したとすること。
- ※ 必要に応じて欄を追加して書き分けること。

別記様式第1号 別紙4—1

年間処理計画総括表②（自ら所有する施設で製造する場合）

(単位 : kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

※ 製品の製造のため処理する生乳数量を記載すること。

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、その特定乳製品の製造に使用された生乳は、当該特定乳製品に処理された生乳とする。

別記様式第1号 別紙4-2

年間処理計画総括表③（自ら所有する施設以外に製造委託する場合）

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

- ※ 製品の製造のため処理する生乳数量を記載すること。
- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。  
飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。  
発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、その特定乳製品の製造に使用された生乳は、当該特定乳製品に処理された生乳とする。
- ※ 製造委託契約書を添付すること。

別記様式第1号 別紙5  
製品販売予定価格総括表

(単位：円/100g又は円/ℓ)

品目	単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱脂粉乳・バター等	バター													
	脱脂粉乳													
	全脂加糖れん乳													
	脱脂加糖れん乳													
	全粉乳													
	加糖粉乳													
	全脂無糖れん乳													
	農家還元脱脂乳													
チーズ	チーズ（ハード） (例) ゴーダ													
	チーズ（ソフト） (例) カマンベール													
	クリーム													
	濃縮乳													
牛乳飲用等	脱脂濃縮乳													
	牛乳													
	学校給食用牛乳													
発酵乳等	加工乳													
	発酵乳													
	乳飲料													
	乳酸菌飲料													
	アイスクリーム類													
	無脂肪牛乳													
	成分調整牛乳													
	低脂肪牛乳													
その他乳等食品														

- ※ 販売予定価格については、消費税抜きの価格を記入すること。
- ※ 同じ品目で複数の価格の商品を製造している場合は、欄を追加し書き分けること。
- ※ 年間を通じて同一価格の場合は、年間のみ記入し、月ごとに販売価格が異なる場合は、月ごとに記入すること。
- ※ 不要な品目（行）は削除すること。

別記様式第1号 別紙6  
(対象事業者が自ら製造施設を所有している場合)

1 製造施設の名称

2 製造施設の所在地及び施設の種類（附表より選択すること）

所在地：

施設の種類：

附表

①バター製造施設、②粉乳製造施設、③れん乳製造施設、④チーズ製造施設、⑤クリーム及び脱脂乳製造施設、⑥濃縮乳製造施設、⑦脱脂濃縮乳製造施設、⑧飲用牛乳製造施設、⑨発酵乳等製造施設（品目を記載）、⑩その他（品目を記載）

3 操業開始時期

4 施設の設備の種類、形式、能力及び数

（記載例）

番号	機器の名称	能力	用途	数量
§ 1	受乳調合機器	最大生乳○kg/日処理可能		
1. 1	バルククーラー	270L 円錐 保温攪拌機 冷却機付き	冷却貯蔵・予熱	1
1. 2	予熱調合タンク	180L 開放攪拌機 バスジャケット付き	ミックスの予熱・調合	1
1. 3	サニタリポンプ	3500t/H	乳及び洗浄液の輸送	1
1. 4	クリームセパレーター	600L/hr (max)	生乳の脂肪分離	1
1. 5	ホモゲナイザー	500L/H 200kg/cm <sup>2</sup> (max)	生乳の脂肪分均質化	1
§ 2	バター製造機器	最大生乳○kg/日処理可能		
2. 1	殺菌エージングタンク (共用)	50L 密閉攪拌機 バスジャケット付き	乳の殺菌・冷却	1
2. 2	バターチャーン	100L (クリーム処理量35L)	チャーニング・ワーキング	1
2. 3	バターパット・ヘラ		バター受け	1

5 施設の位置図、平面図

6 設備の配置図

7 製造製品情報

※ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき、酪農事業施設について都道府県知事に申請等を行っている場合は、当該申請等の写しを別紙6の代わりに提出してもよい。

※ 5～7については、本年度の4月1日から過去5年以内の年間販売計画に関連して提出済みの資料から変更がないときには、各別添書類の名称のあとに、「(○○年度年間販売計画において提出済みのため、提出を省略)」と記載することにより、提出を省略可。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略可。

対象事業者の概要

1 基本的事項

(1) 設立年月日

(2) 主な業務

(3) 資本構成等

(4) 従業員数

(5) 組織図（内部組織図・会員組織図）

(6) 生産者補給金の交付業務の内容

(7) 年間販売計画作成の担当者名及び連絡先

(8) 施行規則第14条に係る確認事項（○をつけること）

暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない	
法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当しない	

(9) 添付書類

- ① 定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- ② 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- ③ その他参考資料

※ 定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）については、本年度の4月1日から過去5年以内の年間販売計画に関連して提出済みの資料から変更がないときには、「(9)添付書類」のあとに、「(〇〇)年度年間販売計画において提出済みのため、提出を省略」と記載することにより、提出を省略可。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略可。

※ 総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等については、前年度の年間販売計画の実績報告書を提出している場合は、提出を省略可。

## 対象事業者の概要

## 2 事業に係る事項

## (1) 生乳の生産される地域（都道府県）

## (2) 生乳受託・買取販売数量及び契約生産者数

(単位：kg、戸)

	本年度見込み		次年度計画	
	取扱生乳量	生産者戸数	取扱生乳量	生産者戸数
○○県				
××県				
合計			(A)	

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。
- ※ 生産者戸数について、本年度見込みは期首契約者戸数、次年度計画は年間販売計画作成時点（令和〇〇年〇月〇日現在）の契約者戸数とする。
- ※ 本年度見込みについては、本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。
- ※ 別記様式第1号の年間販売計画総括表の年間合計数量（A）と表中の次年度計画合計取扱生乳量（A）は整合すること。

## (3) 集送乳体制

直送のみ	CS利用箇所数

- ※「直送」のみの場合は、「直送のみ」の欄に○を記入することとし、「CS利用箇所数」の記入は不要。

	業者数	タンクローリー台数
対象事業者（会員・支社等含む）が自ら輸送		
運送業者への委託により輸送		
乳業者が輸送		
合計		

## (4) 生乳検査体制

別紙1

## 別記様式第2号

## 対象事業者の概要

## 2 事業に係る事項

## (5) 生乳販売／販売委託先

(生乳販売) (単位: kg)

整理番号	販売先名	所在地	本年度販売見込み数量	次年度販売予定数量
計				

(委託による販売) (単位: kg)

整理番号	委託先名	所在地	本年度販売委託見込み数量	次年度販売委託予定数量
計				

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 次年度予定数量が多い順に整理すること（別記様式第1号の個表と整理番号が一致すること）。

※ 本年度見込み数量については本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

(6) 乳製品製造先（自ら加工）/乳製品製造委託先 (単位: kg又はℓ)

加工先又は委託先名	所在地	加工又は製造委託品目	本年度見込み数量		次年度販売予定数量	
			処理生乳量	製造量	処理生乳量	製造量
計						

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 加工先又は委託先別・製造品目別に整理すること。

※ 本年度見込み数量については本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

※ 処理生乳量の単位はkgを、製造量の単位はkg又はℓとし、ℓの場合は数量を（）で括ること。

## 別記様式第2号 別紙1

## 生乳検査体制

(記入例)

項目	確認の方法	頻度	試料の採取場所	備考
色沢及び組織	官能検査	集荷毎	搾乳前	
風味	官能検査	集荷毎	搾乳前	
比重	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
アルコール試験	〇〇法	集荷毎	搾乳前	
乳脂肪分	〇〇法	旬毎	ローリー受入時	
酸度	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
細菌数	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
農薬	〇〇法	年毎	集乳路線毎	
飼料添加物	職員による指導	—	—	
動物用医薬品	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	

※その他（無脂肪固形分、体細胞数等）についても検査等を行っている場合は記入すること。

## 生乳検査機関一覧

検査機関 (施設数)	検査項目	第三者機関による クロスチェックの 有無	備考
〇〇検定検査協会 (〇施設)	乳脂肪分、細菌数 比重、抗生物質	有 (〇〇協会)	
〇〇農協連		有	
J A〇〇町		有	
J A〇〇町		有	
〇〇生産連		有	
〇〇生産連		有	

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。
- ※ 乳質について、自主規制等を定めている場合、別途資料を添付すること。
- ※ 検査方法や検査機器の精度等を、生乳取引当事者である乳業、対象事業者以外の第3者機関が検証することで、より適正な生乳流通の確保に努めている場合、第三者機関によるクロスチェックの有無を記入すること（検査を外部機関に委託しており、不明の場合は記入不要）。

別記様式第3号

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名

代表者氏名

令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画変更書の提出について

このことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知）1（3）に基づき、年間販売計画変更書を提出します。

記

年間販売計画の変更内容：別紙〇  
(別記様式第1号又は別記様式第2号に準じて作成する。)

理由



別記様式第4号

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名

代表者氏名

令和〇年度（第〇四半期）における対象事業の実績報告書

のことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局长通知）1（4）に基づき、別記様式第4号のとおり報告します。

- 注1 実績報告に用いる数量及び価格については、都道府県知事からの用途別取引数量等通知書を提出すること。
- 注2 特定乳製品向け生乳及び特定乳製品の販売数量については、年間販売計画と実績との乖離がある場合に、求められたときは別記理由書もあわせて提出すること。

別記様式第4号 別紙1

年間	(第○四半期まで)											(単位：円/kg)
	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乳業者からの平均受取価格												

※ 平均受取価格については、消費税抜きの価格を記入すること。

別記様式第4号 別紙2

製品年間販売実績総括表（製品量）（第○四半期まで）

（単位：kg、ℓ）

製品の販売実績	単位	年間	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定乳製品	脱脂粉乳・バター等													
	チーズ													
	クリーム等													
	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
	飲用牛乳等													
	発酵乳等													

※ 必要に応じて欄を追加して書き分けること。

## 別記様式第4号 別紙3

製品販売価格総括表 (第〇四半期まで)

(単位：円/100g又は円/ℓ)

品目	単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱脂粉乳・バター等	バター													
	脱脂粉乳													
	全脂加糖れん乳													
	脱脂加糖れん乳													
	全粉乳													
	加糖粉乳													
	全脂無糖れん乳													
チーズ	農家還元脱脂乳													
	チーズ(ハード)													
	(例) ゴーダ													
	チーズ(ソフト)													
	(例) カマンベール													
ム等	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
牛乳飲用等	牛乳													
	学校給食用牛乳													
	加工乳													
発酵乳等	発酵乳													
	乳飲料													
	乳酸菌飲料													
	アイスクリーム類													
	無脂肪牛乳													
	成分調整牛乳													
	低脂肪牛乳													
	その他乳等食品													

※ 同じ品目で複数の価格の商品を製造している場合は、欄を追加し書き分けること。

※ 年間を通じて同一価格の場合は、年間のみ記入し、月ごとに販売価格が異なる場合は、月ごとに記入すること。

## 別記様式第4号 別紙4

## 年間販売計画に係る対象事業の実績（第〇四半期まで）

## (1) 生乳受託・買取販売数量及び契約生産者数

(単位：kg、戸)

	本年度実績	
	取扱生乳量	生産者戸数
○○県		
××県		
合計		

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 生産者戸数については第〇四半期の期首生産者戸数とする。

## (2) 生乳販売／販売委託先

## (生乳販売)

整理番号	販売先名	所在地

## (委託による販売)

整理番号	委託先名	所在地

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 整理番号は、年間販売計画の「乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）」と一致させること。

## (3) 乳製品製造先（自ら加工）/乳製品製造委託先

加工先又は委託先名	所在地	加工又は製造委託品目

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 加工先又は委託先別・製造品目別に整理すること。

計画数量と実績数量の乖離確認表

(単位：kg、%)

	項目	年間	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売及び処理 特定乳製品向け (加工原料乳)	実績数量													
	計画数量													
	計画比													

## 理由書

(○○の理由については、以下のとおり。)

※ 証拠書類として必要となる書類を添付すること。

## 事業に要した経費整理表

(単位：円、kg、円/kg)

	令和〇〇年度		
	事業費	乳量	単価
事業に要した経費			
	集送に要した経費（小計）		
	検査に要した経費（小計）		
	販売に要した経費（小計）		
	その他事業に要した経費（小計）		
	合計		
備考			

- ※ 必要に応じて欄を追加すること
- ※ 事業に要した経費については、消費税抜きの経費を記入すること。
- ※ 農林水産省生産局長が別に定める調査を実施する場合は、その様式により報告をすることとし、その内容が同等であれば別記様式第5号による報告に代えることができるのこととする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名  
代表者氏名

## 令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画の提出について

令和〇〇年度において、生産者補給金の交付を受けたいので、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知）1（1）に基づき、下記のとおり年間販売計画を提出します。

記

1 対象事業者の区分：第2号対象事業者

2 氏名又は名称：

3 代表者の氏名（法人の場合）：

4 住所：

5 生乳の生産される地域（都道府県）：

6 生乳年間販売計画総括表：別紙1のとおり

※ 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表に対応する乳業者等との契約書の写しと生乳の販売予定数量を証する書類を別に提出すること

7 基本的事項及び事業に係る事項：別記様式第2号のとおり

別記様式第1号 別紙1

生乳年間販売計画総括表（乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）の集計）

(単位：kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
	合計												

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 生乳年間販売計画総括表については、乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）の集計と数量が一致すること。

※ クリーム等向けについては、クリーム向け、濃縮乳向け及び脱脂濃縮乳向けの価格が一本等の場合であれば、内訳を細分化しなくても可。

別記様式第1号 別紙1参考

令和〇〇年度生乳の販売見込み

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売見込み	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

別記様式第1号 別紙1 別添 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）

整理番号  
(単位: kg、円/kg)

乳業者・全国連名	項目	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
生乳の販売計画	特定乳製品向け (加工原料乳)	販売予定数量													
		前年度見込み													
		販売予定価格													
		脱脂粉乳・ バター等向け	販売予定数量												
			前年度見込み												
			販売予定価格												
		チーズ向け	販売予定数量												
			前年度見込み												
			販売予定価格												
		クリーム等向け	販売予定数量												
			前年度見込み												
			販売予定価格												
		クリーム向け	販売予定数量												
			前年度見込み												
			販売予定価格												
	濃縮乳向け	販売予定数量													
		前年度見込み													
		販売予定価格													
	脱脂濃縮乳向け	販売予定数量													
		前年度見込み													
		販売予定価格													
	飲用牛乳等向け	販売予定数量													
		前年度見込み													
		販売予定価格													
	発酵乳等向け	販売予定数量													
		前年度見込み													
		販売予定価格													
合計販売予定数量															
合計前年度見込み															

## 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表(個表)の記入注意

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 合計販売予定数量の多い乳業者・全国連委託別順に整理し、整理番号を付すこと（個表に対応する乳業者等との契約書の写し、生乳の販売予定数量を証する書類を別に提出する際も同様の整理番号を付すこと）。

※ 乳業者等との契約書の写しを別に提出すること（特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者については契約書の写しは不要）。

※ 各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量について、その根拠を客観的に証明する書類（生乳の販売予定数量を証する書類）を別に提出すること（特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者については生乳の販売予定数量を証する書類は不要）。

※ クリーム等向けについては、クリーム向け、濃縮乳向け及び脱脂濃縮乳向けの価格が一本等の場合であれば、内訳を細分化しなくても可。

※ 販売予定価格については、消費税抜きの価格を記入すること。

※ 同一品目の販売価格において、複数の価格がある場合は加重平均により算出すること。

※ 個表については、乳業者・全国連別に作成することが基本であるが、総販売予定数量の下位5%を占める乳業者分については個表をまとめることもできる。その際、特定乳製品向け生乳の取引を行う乳業者と特定乳製品向け生乳の取引を行わない乳業者に分けてまとめること（個表をまとめの場合も乳業者との契約書の写しや生乳の販売予定数量を証する書類は別に提出すること）。また、まとめた乳業者が分かるよう一覧を作成し、当該個表の後ろに添付すること。

なお、必要に応じて、まとめた内容について照会を行い、追加で情報を求めることがあるので留意すること。

※ 本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

※ 直接取引関係のある乳業者に全国連を介して販売する場合は、乳業者の個表に寄せる等重複しないよう整理すること。

※ 全国連を介して販売する場合は、対象事業者と全国連との契約書の写しを別に提出すること。

加えて、全国連を介して生乳を販売する乳業者の一覧（販売実績を含む）を作成し、当該個表の後ろに添付すること。

対象事業者の概要

1 基本的事項

(1) 設立年月日

(2) 主な業務

(3) 資本構成等

(4) 従業員数

(5) 組織図（内部組織図・会員組織図）

(6) 年間販売計画作成の担当者名及び連絡先

(7) 施行規則第14条に係る確認事項（○をつけること）

暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない	
法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当しない	

(8) 添付書類

① 定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等

② 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

③ その他参考資料

※ 定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）については、本年度の4月1日から過去5年以内の年間販売計画に関連して提出済みの資料から変更がないときには、「(8)添付書類」のあとに、「(〇〇年度年間販売計画において提出済みのため、提出を省略)」と記載することにより、提出を省略可。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略可。

※ 総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等については、前年度の年間販売計画の実績報告書を提出している場合は、提出を省略可。

## 2 事業に係る事項

### (1) 生乳の生産される地域（都道府県）

### (2) 生乳生産量

	本年度見込み数量	次年度計画数量
乳用牛飼養頭数（平均）		
うち搾乳牛頭数		
1頭当たり乳量(kg/日)		
生乳生産量(kg)		

※ 本年度見込み数量については、本年度12月までの実績を踏まえ作成すること（実績が確定していない月は見込で可）。

### (3) 生産された生乳の仕向け先

(単位：kg)

	本年度見込み数量	次年度計画数量
① 自己以外の乳業者に直接、生乳を販売		
② 自ら所有する施設で加工		
③ 自己以外の乳業者に製造委託		
④ 他の事業者（乳業者・全国連を除く）に生乳の販売を委託		
⑤ 他の事業者（乳業者・全国連を除く）に生乳を販売		
⑥ その他（ ）		
計		

※ ⑥の「その他」の欄には具体的に記入すること。

## (4) 生乳の販売先

(単位 : kg)

整理番号	乳業者・事業者名	所在地	本年度販売見込み数量	次年度販売予定数量
計				

※ (3) の①及び⑤に記入した場合は、当該欄にも記載すること。

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 整理番号は、年間販売計画の「乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）」と一致すること（整理番号がない場合は「一」でよい）。

## (5) 生乳の販売委託先

(単位 : kg)

事業者名	所在地	本年度販売委託見込み数量	次年度販売委託予定数量
計			

※ (3) の④に記入した場合は、当該欄にも記載すること。

※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (6) 乳製品の製造先（自ら加工）／乳製品製造委託先

(単位 : kg又はℓ)

乳業者名	所在地	加工又は製造委託品目	本年度見込み数量		次年度予定数量	
			処理生乳量	製造量	処理生乳量	製造量
計						

※ (3) の②及び③に記入した場合は、当該欄にも記載すること。

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 加工先又は委託先別・製造品目別に整理すること。

※ 本年度見込み数量については本年度12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

※ 処理生乳量の単位はkgを、製造量の単位はkg又はℓとし、ℓの場合は数量を（）で括ること。

## (7) 乳業工場への送乳体制

対象事業者（会員・支社等含む）が自ら輸送	
運送業者への委託により輸送	
乳業者が輸送	

※該当する輸送形体に○を付すこと。

## (8) 生乳検査体制

別紙 1

別記様式第2号 別紙1

生乳検査体制

(記入例)

項目	確認の方法	頻度	試料の採取場所	備考
色沢及び組織	官能検査	集荷毎	搾乳前	
風味	官能検査	集荷毎	搾乳前	
比重	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
アルコール試験	〇〇法	集荷毎	搾乳前	
乳脂肪分	〇〇法	旬毎	ローリー受入時	
酸度	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
細菌数	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
農薬	〇〇法	年毎	集乳路線毎	
飼料添加物	職員による指導	—	—	
動物用医薬品	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	

※その他（無脂肪固形分、体細胞数等）についても検査等を行っている場合は記入すること。

生乳検査機関一覧

検査機関 (施設数)	検査項目	第三者機関による クロスチェックの 有無	備考
〇〇検定検査協会 (〇施設)	乳脂肪分、細菌数比 重、抗生物質	有 (〇〇協会)	
〇〇農協連		有	
J A〇〇町		有	
J A〇〇町		有	
〇〇生産連		有	
〇〇生産連		有	

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 乳質について、自主規制等を定めている場合、別途資料を添付すること。

※ 検査方法や検査機器の精度等を、生乳取引当事者である乳業、対象事業者以外の第3者機関が検証することで、より適正な生乳流通の確保に努めている場合、第三者機関によるクロスチェックの有無を記入すること（検査を外部機関に委託しており、不明の場合は記入不要）。

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名  
代表者氏名

令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画変更書の提出について

このことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について(平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知)1 (3)に基づき、年間販売計画変更書を提出します。

記

年間販売計画の変更内容：別紙〇  
(別記様式第1号又は別記様式第2号に準じて作成する。)

理由

別記様式第4号

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名

代表者氏名

令和〇年度（第〇四半期）における対象事業の実績報告書

のことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について(平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知)1 (4)に基づき、別記様式第4号（及び別記様式第5号）のとおり報告します。

注1 実績報告に用いる数量及び価格については、都道府県知事からの用途別取引数量等通知書を提出すること。

注2 特定乳製品向け生乳及び特定乳製品の販売数量については、年間販売計画と実績との乖離があり、求められた場合は別記理由書もあわせて提出すること。

別記様式第4号 別紙1

年間	平均受取価格表（乳業者・全国連委託への生乳年間販売実績から算出）（第○四半期まで）											(単位：円/kg)	
	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
乳業者からの平均受取価格													

※ 平均受取価格については、消費税抜きの価格を記入すること。

## 事業に係る事項

## (1) 生乳の販売先

(単位：kg)

乳業者・事業者名	所在地	本年度販売数量
計		

※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (2) 生乳の販売委託先

(単位：kg)

事業者名	所在地	本年度販売委託数量
計		

※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (3) 乳製品の製造先（自ら加工）／乳製品製造委託先

(単位：kg又はℓ)

乳業者名	所在地	加工又は製造委託品目	本年度実績	
			処理生乳量	製造量
計				

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 加工先又は委託先別・製造品目別に整理すること。

※ 処理生乳量の単位はkgを、製造量の単位はkg又はℓとし、ℓの場合は数量を（）で括ること。

## (4) 生乳生産量

本年度実績数量

乳用牛飼養頭数（平均）	
うち搾乳牛頭数	
1頭当たり乳量（kg/日）	
生乳生産量（kg）	

計画数量と実績数量の乖離確認表

(単位：kg、%)

	項目	年間	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売及び処理 特定乳製品向け (加工原料乳)	実績数量													
	計画数量													
	計画比													

## 理由書

(○○の理由については、以下のとおり。)

※ 証拠書類として必要となる書類を添付すること。

## 事業に要した経費整理表

(単位：円、kg、円/kg)

	令和〇〇年度		
	事業費	乳量	単価
事業に要した経費			
	集送に要した経費（小計）		
	検査に要した経費（小計）		
	販売に要した経費（小計）		
	その他事業に要した経費（小計）		
	合計		
	備考		

※ 必要に応じて欄を追加すること

※ 事業に要した経費については、消費税抜きの経費を記入すること。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名  
代表者氏名

令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画の提出について

令和〇〇年度において、生産者補給金の交付を受けたいので、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知）1（1）に基づき、下記のとおり年間販売計画を提出します。

記

- 1 対象事業者の区分：第3号対象事業者
- 2 氏名又は名称：
- 3 代表者の氏名（法人）：
- 4 住所：
- 5 生乳の生産される地域（都道府県）：
- 6 製品年間販売計画総括表：別紙1のとおり
- 7 製品販売予定価格総括表：別紙2のとおり
- 8 年間処理計画総括表：別紙3のとおり
- 9 製造に関する施設等：別紙4のとおり

※ 自らの施設で特定乳製品を製造するのではなく、特定乳製品の製造を他の乳業者に委託する場合は、当該他の乳業者との製造委託契約書を添付すること

10 基本的事項及び事業に係る事項：別記様式第2号のとおり

別記様式第1号 別紙1

製品年間販売計画総括表（製品量）

(単位: kg又はℓ)

	単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
製品の販売計画	特定乳製品													
	脱脂粉乳・バター等													
	チーズ													
	クリーム等													
	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
	飲用牛乳等													
	発酵乳等													

- ※ 製品の製造量を記載すること。
- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。
- 飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。
- 発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、当該特定乳製品を製造したこととする。
- ※ 必要に応じて欄を追加して書き分けること。

別記様式第1号 別紙2  
製品販売予定価格総括表

(単位：円/100g又は円/ℓ)

品目	単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱脂粉乳・バター等	バター													
	脱脂粉乳													
	全脂加糖れん乳													
	脱脂加糖れん乳													
	全粉乳													
	加糖粉乳													
	全脂無糖れん乳													
	農家還元脱脂乳													
チーズ	チーズ(ハード) (例) ゴーダ													
	チーズ(ソフト) (例) カマンベール													
クリーム等	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
牛乳飲用等	牛乳													
	学校給食用牛乳													
	加工乳													
発酵乳等	発酵乳													
	乳飲料													
	乳酸菌飲料													
	アイスクリーム類													
	無脂肪牛乳													
	成分調整牛乳													
	低脂肪牛乳													
	その他乳等食品													

- ※ 販売予定価格については、消費税抜きの価格を記入すること。
- ※ 同じ品目で複数の価格の商品を製造している場合は、欄を追加し書き分けること。
- ※ 年間を通じて同一価格の場合は、年間のみ記入し、月ごとに販売価格が異なる場合は、月ごとに記入すること。
- ※ 不要な品目(行)は削除すること。

別記様式第1号 別紙3-1

年間処理計画総括表 ①+②

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

別記様式第1号 別紙3-1参考

令和〇〇年度生乳の処理見込み

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理見込み	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。

飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。

発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。

※ 本年の12月までの実績を踏まえて作成すること（実績が確定していない月は見込みで可）。

別記様式第1号 別紙3-2

年間処理計画①（自ら所有する施設で製造する場合）

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

- ※ 製品の製造のため処理する生乳数量を記載すること。
- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。  
飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。
- 発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、その特定乳製品の製造に使用された生乳は、当該特定乳製品に処理された生乳とする。

別記様式第1号 別紙3-3

年間処理計画②（自ら所有する施設以外に製造委託する場合）

(単位: kg)

	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の処理計画	特定乳製品向け (加工原料乳)												
	脱脂粉乳・バター等向け												
	チーズ向け												
	クリーム等向け												
	クリーム向け												
	濃縮乳向け												
	脱脂濃縮乳向け												
	飲用牛乳等向け												
	発酵乳等向け												
合計													

- ※ 製品の製造のため処理する生乳数量を記載すること。
- ※ 脱脂粉乳・バター等は、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、農家還元脱脂乳である。  
飲用牛乳等は、牛乳、学校給食用牛乳、加工乳である。  
発酵乳等は、発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、その他乳等食品である。
- ※ 一旦特定乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳を除く）が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、その特定乳製品の製造に使用された生乳は、当該特定乳製品に処理された生乳とする。
- ※ 製造委託契約書を添付すること。

別記様式第1号 別紙4  
(対象事業者が自ら製造施設を所有している場合)

- 1 製造施設の名称
- 2 製造施設の所在地及び施設の種類（附表より選択すること）

所在地：  
施設の種類：

附表

①バター製造施設、②粉乳製造施設、③れん乳製造施設、④チーズ製造施設、⑤クリーム及び脱脂乳製造施設、⑥濃縮乳製造施設、⑦脱脂濃縮乳製造施設、⑧飲用牛乳製造施設、⑨発酵乳等製造施設（品目を記載）、⑩その他（品目を記載）

- 3 操業開始時期

- 4 施設の設備の種類、形式、能力及び数

（記載例）

番号	機器の名称	能力	用途	数量
§ 1	受乳調合機器	最大生乳〇kg/日処理可能		
1. 1	バルククーラー	270L 円錐 保温攪拌機 冷却機付き	冷却貯蔵・予熱	1
1. 2	予熱調合タンク	180L 開放攪拌機 バスジャケット付き	ミックスの予熱・調合	1
1. 3	サニタリポンプ	3500t/H	乳及び洗浄液の輸送	1
1. 4	クリームセパレーター	600L/hr (max)	生乳の脂肪分離	1
1. 5	ホモゲナイザー	500L/H 200kg/cm <sup>2</sup> (max)	生乳の脂肪分均質化	1
§ 2	バター製造機器	最大生乳〇kg/日処理可能		
2. 1	殺菌エージングタンク (共用)	50L 密閉攪拌機 バスジャケット付き	乳の殺菌・冷却	1
2. 2	バターチャーン	100L (クリーム処理量35L)	チャーニング・ワーキング	1
2. 3	バターバット・ヘラ		バター受け	1

- 5 施設の位置図、平面図

- 6 設備の配置図

- 7 製造製品情報

※ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき、酪農事業施設について都道府県知事に申請等を行っている場合は、当該申請等の写しを別紙4の代わりに提出してもよい。

※ 5～7については、本年度の4月1日から過去5年以内の年間販売計画に関連して提出済みの資料から変更がないときには、各別添書類の名称のあとに、「(〇〇年度年間販売計画において提出済みのため、提出を省略)」と記載することにより、提出を省略可。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略可。

### 対象事業者の概要

#### 1 基本的事項

- (1) 設立年月日
- (2) 主な業務
- (3) 資本構成等
- (4) 従業員数
- (5) 組織図（内部組織図・会員組織図）
- (6) 年間販売計画作成の担当者名及び連絡先
- (7) 施行規則第14条に係る確認事項（○をつけること）

暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない	
法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当しない	

#### （8）添付書類

- ① 定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- ② 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- ③ その他参考資料

※定款、業務規程、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）については、本年度の4月1日から過去5年以内の年間販売計画に関連して提出済みの資料から変更がないときには、「（8）添付書類」のあとに、「（〇〇年度年間販売計画において提出済みのため、提出を省略）」と記載することにより、提出を省略可。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略可。  
※総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等については、前年度の年間販売計画の実績報告書を提出している場合は、提出を省略可。

## 2 事業に係る事項

### (1) 生乳の生産される地域（都道府県）

### (2) 生乳生産量

	本年度見込み数量	次年度計画数量
乳用牛飼養頭数（平均）		
うち搾乳牛頭数		
1頭当たり乳量（kg/日）		
生乳生産量（kg）		

※ 本年度見込み数量については、本年度12月までの実績を踏まえ作成すること（実績が確定していない月は見込で可）。

### (3) 生産された生乳の仕向け先

（単位：kg）

	本年度見込み数量	次年度計画数量
① 自ら所有する施設で加工		
② 自己以外の乳業者に製造委託		
③ 自己以外の乳業者に直接、生乳を販売		
④ 他の事業者（乳業者・全国連を除く）に生乳の販売を委託		
⑤ 他の事業者（乳業者・全国連を除く）に生乳を販売		
⑥ その他（ ）		
計		

※ ⑥の「その他」の欄には具体的に記入すること。

## (4) 製造委託先

(単位：kg又はℓ)

乳業者名	所在地	製造委託品目	本年度見込み数量		次年度予定数量	
			処理生乳量	製造量	処理生乳量	製造量
計						

- ※ (3) の②に記入した場合は、当該欄にも記載すること。
- ※ 必要に応じて欄を追加すること。
- ※ 委託先別・製造委託品目別に整理すること。
- ※ 本年度見込み数量については本年度12月までの実績を踏まえて作成すること  
(実績が確定していない月は見込みで可)。
- ※ 処理生乳量の単位はkgを、製造量の単位はkg又はℓとし、ℓの場合は数量を () で括ること。

## (5) 生乳の販売先

(単位：kg)

乳業者・事業者名	所在地	本年度販売見込み量	次年度販売予定数量
計			

- ※ (3) の③及び⑤に記入した場合は、当該欄にも記載すること。
- ※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (6) 生乳の販売委託先

(単位：kg)

事業者名	所在地	本年度販売委託見込み量	次年度販売委託予定数量
計			

- ※ (3) の④に記入した場合は、当該欄にも記載すること。
- ※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (7) 生乳検査体制

別紙 1

## 別記様式第2号 別紙1

## 生乳検査体制

(記入例)

項目	確認の方法	頻度	試料の採取場所	備考
色沢及び組織	官能検査	集荷毎	搾乳前	
風味	官能検査	集荷毎	搾乳前	
比重	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
アルコール試験	〇〇法	集荷毎	搾乳前	
乳脂肪分	〇〇法	旬毎	ローリー受入時	
酸度	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
細菌数	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	
農薬	〇〇法	年毎	集乳路線毎	
飼料添加物	職員による指導	—	—	
動物用医薬品	〇〇法	工場搬入毎	乳業工場受入時	

※その他（無脂肪固形分、体細胞数等）についても検査等を行っている場合は記入すること。

## 生乳検査機関一覧

検査機関 (施設数)	検査項目	第三者機関による クロスチェックの 有無	備考
〇〇検定検査協会 (〇施設)	乳脂肪分、細菌数 比重、抗生物質	有 (〇〇協会)	
〇〇農協連		有	
J A〇〇町		有	
J A〇〇町		有	
〇〇生産連		有	
〇〇生産連		有	

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 乳質について、自主規制等を定めている場合、別途資料を添付すること。

※ 検査方法や検査機器の精度等を、生乳取引当事者である乳業、対象事業者以外の第3者機関が検証することで、より適正な生乳流通の確保に努めている場合、第三者機関によるクロスチェックの有無を記入すること（検査を外部機関に委託しており、不明の場合は記入不要）。

別記様式第3号

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名

代表者氏名

令和〇〇年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画変更書の提出について

このことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知）1（3）に基づき、年間販売計画変更書を提出します。

記

年間販売計画の変更内容：別紙〇  
(別記様式第1号又は別記様式第2号に準じて作成する。)

理由

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名  
代表者氏名

令和〇年度（第〇四半期）における対象事業の実績報告書

のことについて、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け生畜第751号生産局長通知）1（4）に基づき、別記様式第4号（及び別記様式第5号）のとおり報告します。

注1 実績報告に用いる数量及び価格については、都道府県知事からの用途別取引数量等通知書を提出すること。

注2 特定乳製品向け生乳及び特定乳製品の販売数量については、年間販売計画と実績との乖離があり、求められた場合は別記理由書もあわせて提出すること。

別記様式第4号 別紙1

製品年間販売実績総括表（製品量）（第○四半期まで）

（単位：kg、ℓ）

	単位	年間	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
製品の販売実績	特定乳製品													
	脱脂粉乳・バター等													
	チーズ													
	クリーム等													
	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
	飲用牛乳等													
	発酵乳等													

※ 必要に応じて欄を追加して書き分けること。

## 別記様式第4号 別紙2

製品販売価格総括表 (第〇四半期まで)

(単位：円/100g又は円/ℓ)

品目	単位	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱脂粉乳・バター等	バター													
	脱脂粉乳													
	全脂加糖れん乳													
	脱脂加糖れん乳													
	全粉乳													
	加糖粉乳													
	全脂無糖れん乳													
チーズ	農家還元脱脂乳													
	チーズ(ハード)													
	(例) ゴーダ													
	チーズ(ソフト)													
	(例) カマンベール													
クリーム等	クリーム													
	濃縮乳													
	脱脂濃縮乳													
牛乳飲用等	牛乳													
	学校給食用牛乳													
	加工乳													
発酵乳等	発酵乳													
	乳飲料													
	乳酸菌飲料													
	アイスクリーム類													
	無脂肪牛乳													
	成分調整牛乳													
	低脂肪牛乳													
	その他乳等食品													

※ 同じ品目で複数の価格の商品を製造している場合は、欄を追加し書き分けること。

※ 年間を通じて同一価格の場合は、年間のみ記入し、月ごとに販売価格が異なる場合は、月ごとに記入すること。

## 事業に係る事項

## (1) 製造委託先

(単位: kg又はℓ)

乳業者名	所在地	製造委託品目	本年度実績	
			処理生乳量	製造量
計				

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。
- ※ 委託先別・製造委託品目別に整理すること。
- ※ 処理生乳量の単位はkgを、製造量の単位はkg又はℓとし、ℓの場合は数量を( )で括ること。

## (2) 生乳の販売先

(単位: kg)

乳業者・事業者名	所在地	本年度販売数量
計		

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (3) 生乳の販売委託先

(単位: kg)

事業者名	所在地	本年度販売委託数量
計		

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。

## (4) 生乳生産量

本年度実績数量

乳用牛飼養頭数（平均）	
うち搾乳牛頭数	
1頭当たり乳量(kg/日)	
生乳生産量(kg)	

計画数量と実績数量の乖離確認表

(単位：kg、%)

	項目	年間	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売及び処理 特定乳製品向け (加工原料乳)	実績数量													
	計画数量													
	計画比													

## 理由書

(○○の理由については、以下のとおり。)

※ 証拠書類として必要となる書類を添付すること。

## 事業に要した経費整理表

(単位：円、kg、円/kg)

	令和〇〇年度		
	事業費	乳量	単価
事業に要した経費			
	集送に要した経費（小計）		
	検査に要した経費（小計）		
	販売に要した経費（小計）		
	その他事業に要した経費（小計）		
	合計		
	備考		

※ 必要に応じて欄を追加すること

※ 事業に要した経費については、消費税抜きの経費を記入すること。

## 年間販売計画 提出チェックシート

・申請書類の内容チェック

申請者 チェック欄	項目	申請書類提出上の注意	農林水産 省チェック欄 (※)
<input type="checkbox"/>	本紙		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	別記様式第1号	個表の右上に整理番号を付すこと	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	別記様式第2号		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	乳業者等との契約書の写し	個表に対応する整理番号を右上に付すこと	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	生乳等の販売予定数量を証する書類	個表に対応する整理番号を右上に付すこと	<input type="checkbox"/>

・申請書類の形状チェック

申請者 チェック欄	提出形状	備考
<input type="checkbox"/>	両面印刷	書面提出の場合のみチェックをお願いします。 申請書類は項目ごとに1部ずつ一綴りにし、左の手法を用いて取りまとめ願います。
<input type="checkbox"/>	ホッチキス止め（左上1箇所）	

- 注 1) 必要に応じて、申請書類の内容に関して問い合わせることや、事業者ごとの交付対象数量を通知するために必要な書類の提出を求めることがあります。
- 2) 申請書類の漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
- 3) 農林水産省チェック欄（※）は記入しないでください。
- 4) 申請書類は項目ごとにページ番号（通し番号）を入れてください。

・年間販売計画書類の提出に当たっての留意事項等

- (1) 提出は、原則として「郵送、宅配便（バイク便を含む。）、電子メール又は農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能とする。
- (2) 郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。
- (3) 提出期間中に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がないよう、本要領を熟読の上、注意して記入してください。
- (4) 申請書はパソコンのワープロソフトを用いて作成してください（様式は農林水産省のホームページよりダウンロードできます）。書面提出の場合は、様式は、必ず日本産業規格A4サイズの用紙を使用し、両面印刷で提出してください。
- (5) 提供いただく個人情報は、適切な管理の下、加工原料乳生産者補給金制度の運用のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。また、審査の過程等のお問合せには応じられませんので御了承ください。なお、提出された年間販売計画等の審査資料は、返却できませんので御了承ください（書面提出の場合は、必要に応じて電子ファイルでの提出を求めることがあります）。